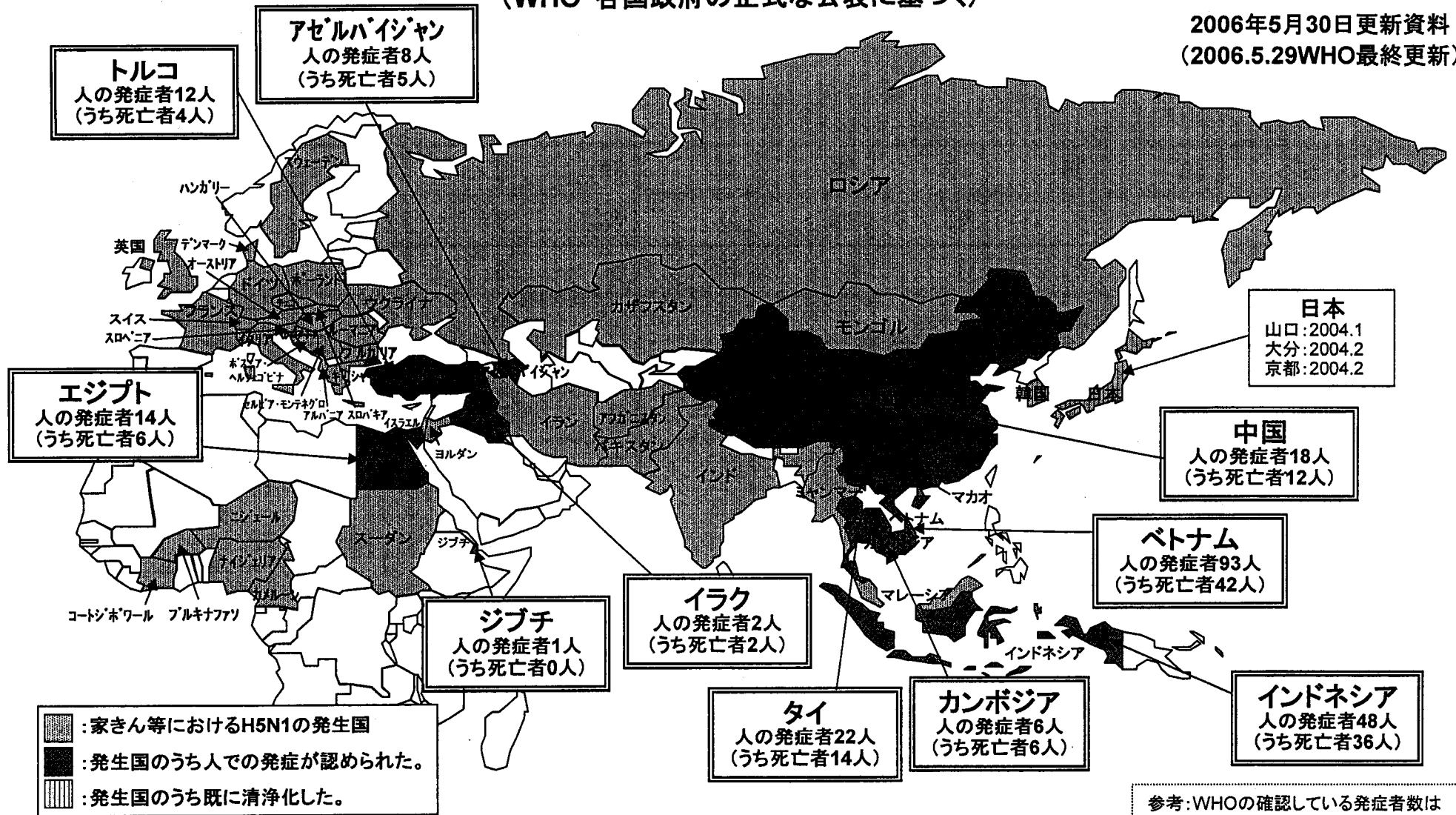


高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)発生国及び人での発症事例 (2003年12月以降)

(WHO・各国政府の正式な公表に基づく)

2006年5月30日更新資料
(2006.5.29WHO最終更新)



注1) 上図の他、人への感染事例として、
 1997年香港(H5N1 18名感染、6人死亡)
 2003年香港(H5N1 2名感染、1人死亡)
 2003年オランダ(H7N7 89名感染、1人死亡)
 2004年カナダ(H7N3 2名感染、死亡なし)
 2006年英国(H7N3 1名感染、死亡なし)等がある。

注2) 上図のうち、モンゴル、イタリア、ブルガリア、スロベニア、ギリシャ、イラン、オーストリア、スロバキア、ハンガリー、ポーランド、スイス、スウェーデン、チェコ、ボスニアヘルツェゴビナ、英国は野鳥からの検出。

参考: WHOの確認している発症者数は計224人(うち死亡127人)。

出典: WHO・OIEホームページ

WHOに報告されたヒトの高病原性鳥インフルエンザA(H5N1)感染確定症例数

(2006年5月29日WHO公表)

	2003年		2004年		2005年		2006年		合計	
	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数	症例数	死亡数
アセバジャン	0	0	0	0	0	0	8	5	8	5
カンボジア	0	0	0	0	4	4	2	2	6	6
中国	0	0	0	0	8	5	10	7	18	12
ジブチ	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
エジプト	0	0	0	0	0	0	14	6	14	6
インドネシア	0	0	0	0	17	11	31	25	48	36
イラク	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2
タイ	0	0	17	12	5	2	0	0	22	14
トルコ	0	0	0	0	0	0	12	4	12	4
ベトナム	3	3	28	20	61	19	0	0	93	42
合計	3	3	46	32	95	41	80	51	224	127

注

確定症例総数は死亡例数も含む。

WHOは検査により確定された確定例だけを報告する。

インフルエンザ(H5N1)に係る政令指定の基本方針

行動計画(抜粋)

WHOのフェーズ4宣言に基づき、ウイルスが確定次第速やかに、感染症法に基づく指定感染症への政令指定を行うとともに、検疫法へ適用させるための政令改正を行う。



状況の変化

- ▶WHOによると、平成15年(2003年)12月以降現時点までに、世界で224人(うち死亡者数127人)の発症事例が報告されている。
特に平成18年(2006年)1月以降、5か国(アゼルバイジャン、エジプト、イラク、トルコ、ジブチ)で新たに発生した(患者数37人(うち死亡者数17人))。(平成18年5月30日現在)
- ▶WHOの医療施設向けの感染対策指針においてトリ-ヒト感染の段階から入院等の措置を推奨している。
- ▶平成18年(2006年)1月、トルコで発生した鳥インフルエンザの患者から検出されたウイルスにおいて、ヒトの細胞へ結合しやすい変異が見られ、これは、トリからヒトへウイルスが感染しやすくなっていることが示唆される。



方針

- ▶ 現時点での発生状況を踏まえ、インフルエンザ(H5N1)を
 - ① 指定感染症(感染症法)に政令指定する。
 - ② 検疫感染症(検疫法:健康診断等の対象)に政令で定める。

「新型インフルエンザ対策行動計画」改定案について

平成 18 年 5 月 29 日

フェーズ 3 A 及び 3 B における計画に以下の内容を追加する。

フェーズ 3 A

計画と連携

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・ 鳥インフルエンザのヒトでの感染状況や病原性等を踏まえ、入院措置等が必要と認められる亜型のインフルエンザについて、感染症法第 6 条第 7 項に基づく指定感染症へ政令指定を行うとともに、検疫法第 2 条第 4 条の検疫感染症に指定するための政令改正を行う。(厚生労働省)

[学校保健法施行規則の改正]

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に基づく指定感染症へ政令指定された感染症について、学校保健法における学校において予防すべき伝染病として取り扱うため、学校保健法施行規則の改正を行う。(文部科学省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫法第 2 条第 4 号の検疫感染症に指定された当該インフルエンザにつき、同法第 13 条の規定に基づく診察及び検査、同法第 18 条の規定に基づく健康監視・都道府県知事への通知等を行うなど水際対策を強化する。(厚生労働省)

[感染者対策]

- ・ 感染症法第 6 条第 7 項に基づく指定感染症に指定された当該インフルエンザの患者（疑似症患者を含む）について、入院等の措置を講ずる（厚生労働省）

フェーズ3B

計画と連携

[感染症法に基づく指定感染症への政令指定等]

- ・ 鳥インフルエンザのヒトでの感染状況や病原性等を踏まえ、入院措置等が必要と認められる亜型のインフルエンザについて、感染症法第6条第7項に基づく指定感染症へ政令指定を行うとともに、検疫法第2条第4条の検疫感染症に指定するための政令改正を行う。(厚生労働省)

予防と封じ込め

[検疫・出入国者等対策]

- ・ 検疫所は、検疫法第2条第4号の検疫感染症に指定された当該インフルエンザにつき、同法第13条の規定に基づく診察及び検査、同法第18条の規定に基づく健康監視・都道府県知事への通知等を行うなど水際対策を強化する。(厚生労働省)

[高病原性鳥インフルエンザのヒト感染事例への対応]

- ・ 感染症法第6条第7項に基づく指定感染症に指定された当該インフルエンザの患者(疑似症患者を含む)について、入院等の措置を講ずる(厚生労働省)